

佐渡市農業委員会委員募集要項

1. 目的

佐渡市農業委員会委員（以下「農業委員」という。）を任命するにあたり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法第88号）に基づき、農業者、農業者が組織する団体及びその他の関係者に対して、農業委員の推薦を求めるとともに、農業委員になろうとする者の募集をするものです。

2. 主な業務内容

- (1) 担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消及び新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を推進する。
- (2) 農地の権利移動などの許認可等に係る農地について、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）と連携し、現地確認を行うとともに、総会で審議・判断する。
- (3) 推進委員と連携し、非農地に該当する農地の現地確認を行い、非農地判断を行う。

3. 募集人員

24人

【構成要件】

- ・認定農業者が過半数（13人以上）であること。
- ・農業委員会の所掌事務に属する事項に関し利害関係を有しない者が1人以上であること。

4. 任期

令和8年7月24日から令和11年7月23日まで

5. 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者としてします。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

6. 推薦及び応募の手続き

規定の様式に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、ご提出ください。

(1) 提出書類

農業者等（個人）が推薦する場合	様式第1号
農業者等（法人又は団体）が推薦する場合	様式第2号
応募する場合	様式第3号

(2) 様式の入手方法

佐渡市農業委員会事務局、各支所・行政サービスセンターの窓口に見えるほか、佐渡市農業委員会ホームページからもダウンロードできます。
URL：<http://www.city.sado.niigata.jp/site/noui/>

(3) 募集期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）【必着】

(4) 提出先及び方法

- ・持参される場合は、佐渡市農業委員会事務局、各支所・行政サービスセンターのいずれかに、募集期間内の平日の開庁時間（午前8時30分から午後5時30分）に提出してください。
- ・郵送される場合は、佐渡市農業委員会事務局宛に、4月30日（木）必着で提出してください。

7. 選任方法

農業委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに、候補者の審査、評価を行い、市長に報告します。（必要に応じて面接を行う場合があります。）

市長は、同委員会の評価結果をもとに農業委員候補者を選定し、市議会の同意を得たうえで任命します。

なお、選任結果は、候補者全員に文書で通知します。

8. 情報の公表

農業委員会等に関する法律第9条第2項及び同施行規則第6条の規定に基づき、募集期間の中間及び期間終了後に、佐渡市農業委員会ホームページ等で、以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格又は要件等
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者であるか否かの別

- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦者が推薦を受ける者を推進委員として推薦し、又は応募する者が推進委員に応募しているか否かの別

9. その他

- (1) 農業委員に推薦又は応募される者は、同時に推進委員にも推薦又は応募することができます。ただし、農業委員と推進委員を兼務することはできません。
- (2) 農業委員の身分は、非常勤特別職の地方公務員となり、職務には守秘義務が伴います。

10. 問い合わせ先

〒952-1292 新潟県佐渡市千種232番地
佐渡市農業委員会事務局
TEL. 0259-63-5115